

第十六回 参議院農林委員會會議錄第十四号

昭和二十八年七月十四日(火曜日)午前十一時一分開会

出席者は左の通り。

理事

宮本 邦彦君
森田 豊壽君
白井 勇君
小林 亦治君

委員

雨森 常夫君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久藏君
横川 信夫君
上林 忠次君
北勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
清澤 俊英君
戸叶 武君
鈴木 一君
金子與重郎君

衆議院議員
政府委員

農林大臣 渡部 伍良君
官房長 小倉 武一君
農林省 寺内 祥一君
農林省 養米局長
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した事件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(宮本邦彦君) 只今から、本日の委員會を開きます。

先ず農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回の審議に鑑み、初めに衆議院修正の趣旨について説明を聞くことにいたします。

○河野謙三君 金子代議士の御都合を願いましたから、この機会に私からお伺いしたいのですが、衆議院から修正されたものが廻つて参りましたが、この修正というものは、ただこの修正だけ見ますと、私は非常に不合理だと思えます。ただこの陰に何らかの共済の抜本的な改正というものを意図してこの修正を出したということなら、そこに我々も意味があるように思いますが、その間の経緯が不明確でありますので、特に御多忙中、御出席頂いたわけでありまして、修正に至るまでの経過並びに修正の趣旨等について、この機会に率直に御説明頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今河野委員の質問でございますが、共済団体の監督の適正化という重要な重要な問題を修正いたしましたして、これを除外したということは、お話の通り非

常な矛盾があるのでございますが、この点につきましては、この法案、この字句に書きまされた今度提出になった法律案そのものの以外に、農災法、それに対する今までの経緯があり、又今後の行き方というものを勘案してやつたものでありますので、少しく長くなると思ひますけれども、衆議院のこの法律に対する今までの経緯と、今後の行き方というものが、今度の修正の考え方基礎になつております關係上、その点を申し上げたいと思ひます。

御承知の通り災害補償法五十年の過去を振り返つて見まして、國費を、相当農業関係の支出としては纏まつた金額をこの法律のために支出しておりますし、又全農家も相當の賦課金を課せられておる。而もこの補償法の考え方というのか、農業災害というものを補償するということの重要性というものが、又誰かが認めておるところであります。こういうような状態にありながら、なぜ農民がこの法律の施行に當つて、強制であるが故に辛うじて續いておるというように、實際上は末端の農家には全国的に非常な非難とか、不平が多いというものは、どこかに欠陥があるのじやないかというところが問題になりまして、ここ二三年ばかりの衆議院の會議におきましては、いつもこれが問題になつて参つたわけでありまして、そこで前國會におきまして、災害補償法に対しては、もう一遍抜本的な考え方をする必要があるということでは審議了になりました。たゞ、今

國會に至りまして、凍霜害が春ありました關係上、その凍霜害のときの農業災害補償法の改正というものは、現に本年度出しましたところの、政府から出したところの農業災害補償法の一部改正をすれば事足りるのでありますけれども、併しながら従前からそういうふうにして抜本的な検討をする必要があるということをお合せになつておりました關係上、凍霜害に関する分だけ抜きまして、臨時措置として御承知のように審議し、通過いたしましたのでございます。ところがこの農業災害補償法も、當時今年の勢頭で政府から提案された法律でありまして、この法律の中で臨時措置として取上げた分は、これはもう解決済みでありますので、残された米の掛金率の改訂の問題は、もうすでに掛金の決定をしなければならぬ契約時期になつておりますし、現実には農村に不利だという見解から、又この点だけを、残された中からこれだけを取上げて、この際、法律改正して置こう。そこで先ほどのお話に返るのであります、監督の適正化とか、共済団体役員責任の明朗化というものは、当然これは本質的な問題を掘り下げて行くときに出て来る問題だ。だからしてこの問題は一応抜いてかかろう。一方これと別にこの國會の初期におきまして、農林委員會といたしましては農業災害補償法に関する専門的小委員會を設けまして、そうして農業災害補償法のはうの改正に対して

は毎年のように改正をやつておるのじやないか、そういうことをいつまで續けても、抜本的なものの考え方をせないうと解決が付かない。そこで小委員會でせいいゝ勉強いたしまして、できるだけ早い機会に、今までの欠陥がどこにあるかというところを掘り下げて、同時にそれをどうすれば改革できるかというところによつて結論を得たいというので、只今懸命にやつております。従つて農業災害補償法に関するところの改正諸法律は、すべてその小委員會を通過いたしました行こうというお合せでやつておるわけでありまして。若し今國會中に小委員會の結論が出ない場合は、継続審議になつてもこれを続けよう、そういうことで、今衆議院では農業災害補償法に対して真剣に勉強をいたしておるようなわけでありまして。そこで繰返して申し上げることになります、今度の災害補償法の改正は、春の凍霜害によつて解決した部分を一応除くということと、それを除いて原案を作りまして、それに対して基本的な問題であるところの共済団体の監督その他のようなものは、これを抜いて、差当り必要な稲の、米の問題だけを取上げて、そうして一方においては小委員會を設けて、共済その他農業災害補償法全般に対して抜本的な掘り下げをしよう。こういう段階になつておるわけでありまして。従つてこの改正の点だけを見ますと、非常に不合理な修正のように見えますが、これに対して附帯決議を付けまして、農林委員會とい

も、これもまだ確信を持つた方向ではございません。一、二思いつきまする方向を申上げますというのと、そういうことが考えられなければならんのではないかと、かように考えております。

○河野謙三君　さすがに非常によく勉強されておる経済局長の考え方、方向というものは我々賛成するのでありますが、そこで今国会には、今のお話では政府として成案を得て臨むということ

とはならないと思いますが、少くとも政府、議員提案がそれまでにない場合には、政府として来たるべき次の国会には出せるというふうに思うのですが、その点の見通しは如何でございますか。

○政府委員(小倉武一君) 制度の改革が根本的でありますればありまするほど、これは時日を要する問題ではないかというふうに一応考えられるのであります。そう申ししましても、併し全面的な或いは根本的な改革でありましても、二十九年年度から適用できる部分は恐らくあるだろうというふうに考えております。従いまして全面的に二十九年年度からできるということは、根本的な解決がどういう方向で、どういう範囲に及ぶかということがわかりません限り申上げかねるのでありますけれども、そういう方向がきまりますれば、少くとも二十九年年度から適用できる部分もあるだろうというふうに考えております。

○戸叶武君 金子代議士に御質問申上げます。農業共済が強制加入の性格を持つてゐる面において、これと監督は不可分の關係にあると思うのですが、今お聞きしたところによると、抜本的な改革案というものは今議會に提出できないといふにもかかわらず、監督条項を削除したといふのはどういふところに理由があるのか、御説明を願ひたいのであります。勿論我々が農業共済制度の抜本的改革と言ひまして、社会保障制度發展のプロセスといひまして、一朝一夕に完成されたものが出て来ないと思うのですが、今の農業共済制度の欠陥のみを追及するということとは当事者に対して非常に制度上の

欠陥があるので、お気の毒な点はあるのであります。が、私の県の六、七カ村を中心として実態調査をした限りにおいては、農業共済制度の根本的危機機だと思つたのです。農民は憎悪しております。全くこの制度は政党やら、ボスの食い物になつて、農民のためにという名前で農民のために一つもなつていない。而も不完全な農業共済制度の現

象面から將來の社会保障制度の發展の上に於いては、眞は一大障害を來たすと思ふのです。いま私は徒らに犯罪人を出せといふのではないけれども、各所において農業共済の実態をあばいたならば犯罪事故ばかりです。共済會館の設立でも結局経費の捻出方式がないので、百万円くらいで建たる建物は大抵二百万円なり、三百万円の建物になつております。その他これは例を挙げれば際限がありません。そういう形に於いて今の共済制度の如何なる點に欠陥があるかという、少くとも農林省なり何なりは今までに実態調査をやつてお

くべきが本当であつて、又農林省なり、何なりが十分監督をも行わず、而も一部修正、技本的改革と、やはり今の一の部修正といふものに対して暫定的の措置とはいひながら、その監督事項を削るなどということは、農民はそれ見たことか、膿が出て来るので、メスが入れられたら大変だから、その事項を削つて煩かむりして何か新らしいものを作ろうとしているのじやないかという疑惑を私は十分に持つと思ひます。これは實際農林省がやらなければ、何ちかの機關においても、今のあるがままの農業共済制度の実態を私は率直に分析して、如何なる点に欠陥があるか、臨牀的な処置を通じて初めて次の

農業共済制度をかくのごとく作り上げなければならぬという回答が出て来るのだと思うのでありまして、その監督条項を除くからには、これに代るべきところの監察なり或いは調査なり如何なる方法でやつて、この農民の疑惑に答へんとするか、そういう点に對するものが衆議院側の御意見を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今の御意見全く同感でありまして、この点は今の共済のあり方を見たときに、果して会計経理という現業事務の面からも非常に好ましくない問題が出ておるんじゃないか。それなのに、たとえ端的な時期といえども監督規定をとるといふようなことは非常に不合理だといふ点につきましては、全くそういうふうな見解をとられることも御尤もだと存じておるのであります。ただそこで、これは只今お話になりましたその点を実は衆議院ではもつと強く感じているわけであります。と言いますの

は、これは率直に申し上げますが、今まで農民が国家の予算を多く支出している割合に一番喜ばないのが共済なんであります。国会をめぐる中央へ来て一番政治力の強い、何というか、でんとうのあるのが共済なんであります。そうすると、非常に問題が食い違ひが多い。そうして共済というものが一つの政治力と言いましようか、何と言うか、わからんが、力の上に立つてほかの農業団体よりもむしろ強いような立場に立つて、そうして事務屋がこつ／＼としててにおは的な改正を積み上げていく。同時に予算も積上げて行く、併しながら依然として改革されていない、こういう実態でありますので、この監

督規定そのものとつたということに
つきましては、今のお話のようなことと
があるのでありますが、こうしてこれ
はこういう監督がしてあるから大丈夫
でございます。これをこういうふうに
したから、先の法律よりもう一步よく
なつたのでありますと、こういうふう
に積上げることを今日まで散々やつて
来た。併し依然として解決できない、

そんならばいつそのこともう小さなてにをは的なきい逃れができるような改革をむしるせぬほうがいいじやないか、あなたのお話をもつと、強く衆議院の農林委員会では反映しておるために、こういうふうな結果が生れたのでありまして、むしろそれは衆議院のほうがどうせもう少しぐらいのあれしても駄目だと、こういうつもりから出たのであります。

○戸叶武君　やつぱりこの立法院としての私は見識だと思ふのです。少くとも監督に対してはおのづから責任があるので。今まで青森県なり大分県な

り、表面に警察問題を起して来た問題に對してだけ農林省当局から報告がありましたけれども、天下挙げて農業共済に對して非難ごうごうたるとき、而も監督の任にあるべきものがその監督を十分にしなかつたという責任を免れることはできません。なぜその責任に對する追及をゆるがせにしておるのです。私は共済組合当事者の犯罪者を作ろうとするのではない。かくのごとく責任の所在を明らかにしない怠慢な官僚機構というものに對して嚴重な監督をするのが立法府としての役割じやないか、こういうものを法律の上に条項を幾ら書いてあつても、実質的にできないからこんな条項を排除しようとい

うのであつては、立法に対する權威といふものは全くないがしろに私はされてしまふと思うのであります、飽くまでもその条項は残しておいて、その緩急の度合はするにしても、少くとも農林省なり何なりを鞭撻し、農林省でできないならば、他の組織なり機構なりによつて、その監察なり、監督なり、調査なりをして行かなければ、本當に

如何なる法律を作つてもその法律といふものは反古に等しいものになるのではないかと思うのでありまして、その点は非常に専門家と御苦勞人が揃つてゐる衆議院のことでありますから、何かほかにも良案を持つて臨まれていると思ふのでありますが、その良案を示して頂きたい。

○衆議院議員(金子與重郎君) その只今の御意見は正しい意見でありまして、そしてこれだけの龐大な金額を一部は農民の負担において、一部は國家の貴重な財源というものを使つておりますので、これが監督の適正であるとい

か、或いは団体のその責任者の責任の問題というようなことは最も重要なことであり、これは当然強化しなければならぬということはお説の通りだと思えます。ただこの衆議院のほうにおきまして、これを削ることにになりましたのは、この前に実は申合せがありまして、災害補償法に関する法律については一切もう基本的な考え方が出るか、或いは政府からそういうふうな考え方が出るまで末梢的な法律改正は一応打止めて、そうして行かなければ、いつになつても、もう三年越しになつたけれども、この問題に対して少しも出て来ない。それを焦るためにこういうふうな、あなたのおつしやるような当

然やなくちやならんことまで抜いて置くといふことは、このまま放つてはおけないといふことも前提として行こうじやないか、要するにこういふふうな、当然やるべきこともやらぬで置くといふことは、そこに抜け穴も承知であるけれども、もつと一日も早く基本的なものの考え方をするためには、

的確的な一つのものは、只今のあなたの正しい正面からのお話で行けば御尤もでありますけれども、そういうものを一つ／＼に合理化したといふことは、却つて政府から言い逃れと、それから本質的な掘下げといふものを時間的に遅らしてしまふといふようなことが、委員の中に非常に強く出まされて、

そうしてそれでは飽くまで今年度の米の問題という差しかつた問題以外は一切小委員会の考え方を温過してからのものにしようといふような考え方で進んで来たわけでありませう。

○戸叶武君 このことを削除、前からなかつたなら別ですけども、あるものを削除しているところには私は疑惑を生じさせるし、それから今あつてもやらないのだからという形でもそれが生かしておけば、やはりそこが発火点となつて、いつでも追及し得るこの突撃路がそこに開かれてゐるわけですよ。それがなければ、このふやけたところの農業共済制度といふものの引締め方は私はできないと思ふのです。どうしてもその削除に対しては私

たちは反対です。

○佐藤清一郎君 只今金子さんからのお話の中に、農業共済組合の政治力が上のほうが強いといふ御答弁がありましたが、それがどういふ意味か私にはよくわかりませんが、その具体的な内

容につきましても御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(金子興重郎君) この政治力といふのはボスのことを言つたのでも何でもなく、例えばほかの諸団体なり、ほかの政策がいろいろの農業政策がありまが、それが誰がどの団体のなりの政策もが、伸びようといふのが一つの政治力でございますが、それに対して比較的順調に伸びてゐるの、この制度であります。

○清澤俊英君 若し衆議院で、あなたがたの折角修正せられた監督権の問題ですが、もう必要と認めた場合には率直に衆議院のほうとしては、非常に軽くといつておられるようでありませうが、その感情的な対立や、或いは理論的の対立なくお受け入れして頂けるかどうか。

○衆議院議員(金子興重郎君) それは非常に至難な質問でございます。私個人としてそれを受けるかどうかといふことにはわかりませんが、ただ、それはこういうことで御想像願ひたいと思ひます。衆議院は監督規定が必要でないからとつたのではないといふことは、只今から長々しく御説明した点でおわかりだと思ひます。むしろ必要過ぎる、だけれども、なまじつかのものに監督規定で又言い逃れをするの

が率直な感情であります。従つてその考え方に對しては、只今いろいろ皆さんから御意見がありましたようなことを、それは御尤なことだと、私存じております。併しながら衆議院がどうしてそれを削つたといふのは、その意味も又皆さんに御了解願ひたいと思ひます。そのことが必要でないといふものは一人もないのでございます。そういうふうな経緯と、そういうふうな将来の小委員会を作つて、こうしようといふその過程においてこの法案が出来たために、こういう結論になつたのでございませう。その程度において一つ皆様の御意見によつて適当におきめ願ひたいと思ひます。

○森田豊壽君 只今金子さんの御説明を聞いておりますといふと、非常に監督規定を取除いたことについての裏の裏のお話があつたわけでありませう。この問題は、いやしくもこの法律を提案するに當りましての理由といたしまして、監督をするに重きを置いておつたといふことは間違ひないのであります。従ひまして、この点はそれが悪いのかいといふ問題につきましても、私はこの監督権を強化すること

は、現在の共済に對しては農民の考へ方といひまして、これを監督するといふことによりまして、農民の負担、又國家が農民の負担を軽減せんとしてこの法律を作り、又たくさん補助や助成をしてゐるのだ、従ひまして農民をすべてのもつて考へた場合におきましては、これは農民のためにその共済団体に對しては監督を十分にすることといふことは、少くとも農民のためにすることの共済法の趣旨に合致するもの

と考へるわけでありませうから、この点につきましても、恐らく衆議院のほうでもこの監督のこの法文よりものと強化したる監督にしておくとすることについては御異存はないと私は固く信ずるものであります。この点は若し衆議院のほうでこの監督権を、監督の条項を或いは原案以上にした場合におきまして、衆議院のほうではこれ

を承認して頂けるかどうかという問題につきましても、先ほどから回答はちよつとできないようなお話がありませうけれども、これは目的は大いに監督すべきだといふ御趣旨から行きますれば、これはできないといふ私は考へられ

ない。又只今までの答弁において、そういうことはできないといふことは決して言えないと思ひます。従ひまして、それはそうならば考へようといふ程度までは御回答ができると思ひますが、この点は如何でございませうか。

○衆議院議員(金子興重郎君) 今日は提案者の一人として参つておりますので、私がそれは考へよう、それは引受けようといふような僭越なことを私は申上げるわけには参りませんのであります。が、衆議院は端的なこの監督なり或いは役員責任をもつと強化するといふことが必要でないといふものは一人もありませんし、又むしろ去年の青森事件初め、或いは各地における問題が山積して問題になつておるわけでありませう。その山積して問題になつておるにもかかわらず、どうしてこ

う監督規定を抜くかといふことは、もうこの程度じや仕方がないじやないか、早く小委員会を作つて基本的なもの考へ方を一つの時期が来ているんじやないだらうか、それには未精的なことをやりますと、却つて先ほど申上げたように、こ

ういふことになつておりますから差支えありません、あ

ういふ意見も一応出たために、です

からむしるこれはいきさつによつて法律をそうするといふことは別に感情的でも何でもなしに、一方においてすぐこれをやる、それにはもう細かいことはどうでもいい、差当り米の問題だけ解決を付けておければいいじやないかといふようなことが今日まで入つたのであります。只今皆さんから御質問がありましたが、繰返して申上げますが、衆議院は共済のこのやり方に對して監督をする必要はないとか、或いはそれは緩めてもいいとかいふことは絶対に考へておりません。それだけ

は私は申上げられると思ひます。

○森田豊壽君 今のお話で大体わかつたやうであります。が、私にはまだわからな

治的の問題があるのではなからうかと私は考えるのです。従いまして、こういう問題に対しては却つてそうならぬないほうが、監督を十分するような規定にしておくことが、やはり政治方面の姿な進出をさせないために必要ではなからうかと私は公正に考えるのであります。その点は一つ我々のほうにいたしましては、皆さんの意見もありました。十分研究しまして、お互いに話し合ひまして、この法案を一時も早く成立させることは我々議員としてその責任があるものでありますからして、この問題は速かにそれを可決したいと考えておるわけでありまして、けれども、その点をお互いに話し合ひまして、はつきりして頂かないといふと、今のような御答弁で行きますといふと、いつまでたつてもこの問題は解決しないように考えるのです。その点は一つ意見を申し上げましたが、十分御了承を願ひまして、お互いに話し合ひまして、我々のほうの意見も大いに取入れて頂きまして、衆議院のほうでも考えて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(金子興重郎君) 只今のお話よくわかりました。それで衆議院のほうは何が共済のほうの政治力の相当強いものが入つてゐるじやないかといふようなお話でありましたが、その点はちよつと逆なんでありまして、共済の現行制度を推進して行こうといふような意向のかたがたはその罰則を置くといふほうなんでありまして、根本的に解決しようといふ人のほうがそういうような末梢的なことを今言つてゐると、それはもうどうにもならなくなる、だからこの際差当りの問題以外は暫らくおいて、そして恐らくこれを

修正したかたんの御意見、主張するかたんの御意見といふものは、この監督規定に対してはもつと強いものにするといふ御意見の人がこれを削るはうの大体意見であると考えます。

○戸叶武君 問題はこの機関がやはり問題だと思ふのです。今金子さんが言われたので大体了解できますけれども、森田さんが突かれたように、結局理想論と現実論といふものが変な形でここに於いて妥協が成立してゐるのであります。一般農民はやはり納得しないと思ふのであります。何が故にこれを削除したか、これは怪しい。今でも共済組合といふものはふしだらなのに、又今やつてゐる連中は監督といふ名前を伏せて付けて、類かむりをして今まで通り行こうといふ考え方は確かに強いのも事実である。少くともその条項が入つてゐる限りにおいては農民の自覚は今日の水準に達して、共済組合の累積されたところの罪惡、欠陥といふものは皆農民が握つてゐるのですから、私は問題の発火点は必ず出で来ると思ふ。やはりこれと並行してでなければ、この改革はできません。然るに一番大切なところにおいてそのことを消してしまふといふことは、全く農民の共済組合に対する積極的な批判といふものを阻止したことになつて、その法案を作成した人たちの意圖は何であるかと反動的な役割をしたといふ糾弾を受けざるを得ないと思ふ。そういう点から行きますと、やはり森田さんの言われた程度の含みで以て問題を解決したほうが、やはり国民の疑惑を避けるためにはいいのじやないかと、こゝ思つておられます。

○理事(宮本邦彦君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○理事(宮本邦彦君) 速記を始めて。
○佐藤清一郎君 私は監督規定といふことは是非ともなければならぬと思つておる一人でありまして、町村の組合と連合会の組合といふものは、それぞれの方針でありますから、連合会には監督指導するといふような規定も何もありません。従いまして結局いろいろ問題を起し、且つ又これが監督をしなければならぬといふ結果は各方面にあるわけでありまして、従いまして監督規定は当然であります。この第三十二条の規定には法令に基いて行政庁の処分、定款及び総会の議決を遵守しなければならぬ、これは当然であります。その次に役員がその組合に対して連帯して損害賠償の責任を負わなければならないといふことになりまして、これは農村において、現在の役員にしましても、殆んど給与ベースといふようなものは全然考えられないような実情にあつて、その重大なる賠償責任だけを負わせるというような監督規定といふものは到底農村における農村指導者の責任においてなすことのできない問題だと私は考えております。その意味において、これは協同組合の監督規定にもかようなものがあるのか、先ず第一にそれを経済局長にお尋ねしたい。それからこれは協同組合の監督規定にそれがあるかどうか。それから承るると今回の衆議院におけるいろいろの問題は、いろいろ私も情報を開いておられますけれども、共済について何か政治的な動きがかなり動いておるといふことも聞いておる。かようなことで本日に農村の指導は私は

できないと思ふ。私は今日の農業共済組合の改善といふものは何といつても社会保障制度まで持上げ、そうして十分に農民の負担の軽減を図つて行く、そうして今回のような災害があつたときには十分なる農家に生活又は富農資金をやつて、再建できるような方策をしてやつてこそ初めて食糧事情の逼迫しておる日本の食糧生産に寄与するこゝとができると思ふ。こういう意味から見ましても、これを政争の具に、或いは官僚的な政治的な考えから私は批判的にやつて頂かないように私は要望するものであります。衆議院におきまするいろいろの動きといふふうないわゆる政治的な動きがあつたかといふこと。勿論これはあつたといふふうな御回答は得られまいと思ひますけれども、少くとも虚心坦懐に日本農民のために一つは正してもらいたい。なお農家負担の軽減といふことを念願として共済事業といふものを眺めて見た場合には、必ずそこには当然善処せねばならぬところの枠がでるかと私は考えるのであります。どうか経済局長と、それから後の分につきましては金子委員に御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 役員は責任乃至役員に対する監督の問題につきましては、今国会に協同組合法の一部改正法案を提出してございまして、それがこの共済の規定とは同様の改正規定がございまして、それによつて御審議を願ふことに相成つておるのであります。

○理事(宮本邦彦君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(宮本邦彦君) 速記を始めて。

○政府委員(小倉武一君) 只今の衆議院におきまする修正箇所とその理由でございまして、一つは、この償還期限の点でございまして、第二項を御覧になつて頂きますと、第二項に償還期限を二年以内とする、こういうふうになつておるわけでありまして、この償還期限二年の下に、政令で定める場合は三年といふのが附加されたのであります。この理由をいたしましては、開拓者、それから果樹栽培者の営農資金につきましては、普通の営農資金と比べて償還期限を若干延長する必要があるといふ趣旨でございまして、第二点は、営農資金の利子補給の率でございまして、これを第四条の第二項について御覧になつて頂きますと、利子補給の率が二分五厘に相成つておるのであります。これを政令で定める場合を三分といふふうな利子補給の率を上げたのであります。この趣旨は特に開拓者に対する営農資金の貸出の金利を一般の場合よりも農家の場合におきまして一分引下げる、こういう趣旨であります。三番目は、損失補償率の引上げでございまして、これは原案におきましては融資総額の三割と

いろいろが原案でありましたのですが、それを四割に引上げるといふことであります。で、そのために国の負担分もその二分の一、即ち二割に引上げますために、同じ四割の二項におきまして「百分の十五」とございますのを「百分の二十」に改められたのであります。大体衆議院におきます修正の点と趣旨は以上であります。

○閣根久蔵君 本問題につきましては、非常にもうあのときから見ると時期がズレておるのであります。下部のほうではもう非常に困つておる。衆議院のほうの修正点も一々結構なことでありまして、何とか一つ一刻も早く御審議を願つてこの法律案を成立せしめるように御配慮願ひたいと思ひます。

○森田豊壽君 只今閣根委員から、原案を早く審議して可決したいという御意見がありました。私もこの修正はいはうへ修正されたのでありまして、農民のいわゆる災害等の場合に利益になるようにできておるのでありますから、私はこの案に賛成をいたすものであります。

○理事(宮本邦彦君) ちよつと速記を止めて下さい。

○理事(宮本邦彦君) 速記を始めて下さい。併せて農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたしたいと思ひます。本法律案については、去る六月三十日提案理由の説明を聞き、七月四日本院に送付、本委員会に本付託されたものであります。

○閣根久蔵君 只今議題になりました法律案も、やはりこの融資法と内容に

おいては同じなんでありまして、これ又一日も早く成立せしめて農家の救済に当らなければならぬと思ひます。本案につきましても原案に賛成を表するものであります。

○理事(宮本邦彦君) 御質疑はございせんか。

○白井勇君 ちよつと私参考に聞いておきたいんですが、こういう資金の融通の場合には、農林中金というものと、新しい農林漁業金融公庫ですか、二本建という建前からどういう関係になりますか。

○政府委員(小倉武一君) 今回の凍霜害に対しまする官農資金のうち、大部分のものは中金の自己資金でやつて頂くと、桑や果樹などの樹勢回復の肥料代といったようなものにございまして、国が三分の一を補助をする、三分の一は県が補助をする、三分の一につきましては公庫の資金を中金に出しまして、そこで三分の一の部分を賄つて行く、こういう建前になっております。公庫法の改正でお願いいたして、おきたいの九千三百萬円の分がそれに該当することになっております。適つてこれを追及いたしますというのと、ちよつとそれはむづかしい問題と申しますか、理論的には割切れない問題もございまして、樹勢回復の肥料代というものを、特にそれを見まして、政府資金をそこに直接に注ぎ込むのだという趣旨を以ちまして、一部は公庫のほうに振分けてその増資をする、こういう建前になつたわけであり

ます。

○白井勇君 もう一点ちよつと伺つておきたいのですが、例えば今度衆議院

で修正になりました四割の国庫の補償です、これは変な話ですけれども、実際の運用上その四割というものは、借りた農家は実際二千億を返しまして、金融機関そのものがその四割ですから八億ですか、八億というものは金融機関が従来の旧債の償還に充ててしまふというふうな措置も取り得るのですか、これは運用として……

○政府委員(小倉武一君) 損失補償の限度はさうな場合には損失補償がでないのでもございまして、借りた農家が返さないという結果、単協、信連等に損失が生ずる、こういう場合に限られるわけでありまして。

○白井勇君 恰好はそういうわけでありまして、実際の運用はわからんじやないかと私は思ふのです。が、どういふふうなのですか。例えばそれは一応四割だけのものは返さない恰好に、どつちも農家というものは農協なり、はから借りておるわけですから、そういう旧債のほうに先に充てる。ですから八億というものは簡単に申ししますれば金融機関の旧債整理に充て得るということも言えるわけですか。

○政府委員(小倉武一君) この融資はもと／＼今回の凍霜害に関連のことで融資でありまして、又融資をいたします場合にも、そういう損害を受けたという市町村等の証明書を添附して頂いて、そういうかたに貸すということにいたしております。そこでそういう農家に貸した以外の旧債をこの資金で以て当てはめて行くといふことはいたさないつもりなのです。ただお説の点をもう少し突き詰めて考えますと、たまたま凍霜害によつて当然資金の融資

を受ける資格のある農家として、その農家が同時にほかの資金を単協から借りた、こういう場合、農家が金を返しに来たとき組合が官農資金の弁済に当てるか、他の資金の弁済に当てるか、どちらを先にするか、こういう場合にお説のような場合が起らんと制限はないと思ひます。

○理事(宮本邦彦君) 御質疑も尽きたようでございますが、なお他に御質疑はございせんか……それでは御質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

○理事(宮本邦彦君) 御異議ないものと認めます。

それではこれから討論に入りたいと思ひます。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

委員長の言ひ落しました、只今議題となりまして二案についてであります。他に御意見ございせんか……別に御意見もないようでございますので、討論は結局したものと認めて御異議ありませんか。

○理事(宮本邦彦君) 御異議ないものと認めます。

○理事(宮本邦彦君) 御異議ないものと認めます。

○理事(宮本邦彦君) 御異議ないものと認めます。

○理事(宮本邦彦君) 御異議ないものと認めます。

○理事(宮本邦彦君) 御異議ないものと認めます。

採決を行います。賛成のかたは挙手を願ひます。

○理事(宮本邦彦君) 全会一致と認め

ます。

○理事(宮本邦彦君) 全会一致と認め

ます。

○理事(宮本邦彦君) 全会一致と認め

ます。

- 〔賛成者署名〕
- | | |
|-------|-------|
| 白井 勇 | 森田 豊壽 |
| 小林 亦治 | 佐藤清一郎 |
| 雨森 常夫 | 重政 庸徳 |
| 関根 久蔵 | 横川 信夫 |
| 上林 忠次 | 北 勝太郎 |
| 河野 謙三 | 河合 義一 |
| 清澤 俊英 | 戸叶 武 |
| 鈴木 一 | |

○理事(宮本邦彦君) それでは本会議における委員長の前頭報告の内容と爾後の手続は慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(宮本邦彦君) 御異議ないものと認めます。よつてさう取計らいたいと

思ひます。

残余の議事は後日に譲り本日の委員

昭和二十八年八月八日印刷

昭和二十八年八月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局